

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その日に休むときは、翌日か翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定(二件)

被爆者一般疾病医療機関の指定

家畜商講習会の開催

臨時種畜検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の工事の完了

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

|                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| 収入月額から必要経費を控除した額<br>が九、〇〇〇円以上の場合 | 一人月額<br>七、四四〇円 |
|----------------------------------|----------------|

を

|   |                |
|---|----------------|
| 収入月額から必要経費を控除した額<br>が一、〇〇〇円以上の場合              | 一人月額<br>八、三七〇円 |
| 収入月額から必要経費を控除した額<br>が九、〇〇〇円以上一一、〇〇〇円<br>未満の場合 | 一人月額<br>七、〇〇〇円 |

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百二十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地        | 申出の受理の年月日  |
|---------|--------------|------------|
| 生 協 薬 局 | 鳥取市末広温泉町二二五  | 昭和五十二年十月一日 |
| 岡本小児科医院 | 倉吉市昭和町四八五    | "          |
| 川 本 医 院 | 東伯郡東伯町大字保五の二 | 九月二十一日     |

鳥取県告示第八百二十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地        | 申出の都道府県名 | 申出の受理の年月日  |
|---------|--------------|----------|------------|
| 生 協 薬 局 | 鳥取市末広温泉町二二五  | 全国       | 昭和五十一年十月一日 |
| 岡本小児科医院 | 倉吉市昭和町四八五    | "        | "          |
| 川 本 医 院 | 東伯郡東伯町大字保五の二 | "        | 九月二十一日     |

鳥取県告示第八百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 辞 退 年 月 日    | 指定医療機関の名称 | 所 在 地         |
|--------------|-----------|---------------|
| 昭和五十一年九月二十一日 | 川 本 医 院   | 東伯郡東伯町大字保五番地二 |

鳥取県告示第八百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|              |           |               |
|--------------|-----------|---------------|
| 指 定 年 月 日    | 医 療 機 関 名 | 所 在 地         |
| 昭和五十一年九月二十二日 | 川 本 医 院   | 東伯郡東伯町大字保五番地二 |
| 昭和五十一年十月一日   | 岡本小児科医院   | 倉吉市昭和町四八五番地   |

鳥取県告示第八百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|            |           |               |
|------------|-----------|---------------|
| 指 定 年 月 日  | 医 療 機 関 名 | 所 在 地         |
| 昭和五十一年十月五日 | 生 協 薬 局   | 鳥取市末広温泉町二一五番地 |

鳥取県告示第八百二十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|             |         |               |
|-------------|---------|---------------|
| 指 定 年 月 日   | 名 称     | 所 在 地         |
| 昭和五十一年十月十三日 | 生 協 薬 局 | 鳥取市末広温泉町二一五番地 |

鳥取県告示第八百二十六号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催の日時

昭和五十一年十一月十八日及び十九日八時三十分から十七時まで

二 開催の場所

倉吉市巖城 中部総合事務所第四会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をばり付け、昭和五十一年十一月六日までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙  
はり付け欄

写 真  
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第 8 条第 2 項第 1 号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

郵便番号 □□□□-□□

氏 名

㊟

鳥取県告示八百二十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 検 査 期 日          |                  | 検 査 場 所            | 家畜の種類 |
|------------------|------------------|--------------------|-------|
| 第一次              | 第二次              |                    |       |
| 十一月十二日<br>午前九時から | 十一月十五日<br>午前九時から | 鳥取市国安<br>東部家畜市場    | 肉用牛   |
| 十一月十二日<br>午後二時から | 十一月十五日<br>午後二時から | 倉吉市大塚<br>中部家畜市場    | "     |
| 十一月十三日<br>午前十時から | 十一月十六日<br>午前十時から | 米子市吉岡<br>西部家畜市場    | "     |
| 十一月十三日<br>午後一時から | 十一月十六日<br>午後一時から | 日野郡日野町根雨<br>根雨家畜市場 | "     |

鳥取県告示八百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

細川土地改良区

|          |                |
|----------|----------------|
| 理事 岡田 照明 |                |
| 変更前      | 岩美郡福部村大字岩戸二八番地 |
| 変更後      | 鳥取市美萩野一丁目一三五番地 |

鳥取県告示八百二十九号

昭和五十一年七月六日付けで名和町から申請のあつた土地改良(西坪地区老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十一年十月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
名和町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十号

昭和五十一年九月十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(円護寺地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

|            |             |     |
|------------|-------------|-----|
| 土地改良事業の名称  | 工事完了年月日     | 届出者 |
| 赤波地区農道整備事業 | 昭和五十一年六月三十日 | 用瀬町 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和五十一年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年十月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十一年十月二十日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙の立会演説会開催計画について